

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年1月8日
【報告者の氏名又は名称】	SBI F S 合同会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0100
【事務連絡者氏名】	代表社員 SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社 職務執行者 鈴木 崇弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	SBI F S 合同会社 (東京都港区六本木一丁目6番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、SBI F S 合同会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、SBI FinTech Solutions株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、別途定めがない限り行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- (注11) 本書中の「韓国公開買付け」とは、公開買付者が本公開買付けと並行して大韓民国（以下「韓国」といいます。）において対象者KDR（本書中に定義されます。）を対象として実施する公開買付けをいい、本公開買付け及び韓国公開買付けを総称して「日韓公開買付け」といいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

SBI FinTech Solutions株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

① 普通株式

(注) 本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）については、その発行済株式総数24,052,540株の全てが、韓国預託決済院（以下「KSD」といいます。）によって所有されております。

② 株券等預託証券

対象者普通株式を裏付資産としてKSDにより韓国で発行され韓国取引所KOSDAQ市場（以下「KOSDAQ」といいます。）に上場している韓国預託証券（以下「対象者KDR」といいます。）

(注) 対象者KDRについては、韓国資本市場と金融投資業に関する法律第140条に基づく別途買付規制によれば、韓国公開買付けに係る公開買付期間中に、かかる公開買付けの対象となっている株券等をその他の方法（外国における公開買付けを含む。）で買い付けることが禁止されていることから、公開買付者が韓国外で実施される本公開買付けにおいて韓国公開買付けの対象となっている対象者KDRを取得することが法律上禁止されていることが判明しております。従いまして、本公開買付けにおいては対象者普通株式の応募のみの受付けを行い、対象者KDRの応募の受付けは行っておりません。

(3)【公開買付期間】

2024年11月15日（金曜日）から2025年1月7日（火曜日）まで（33営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

日韓公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、本公開買付けに応募された対象者普通株式（以下「応募株券等」といいます。）と韓国公開買付けに応募された対象者KDRの全部の買付け等を行います。なお、本公開買付けにおいては、応募株券等はありませんでしたので、本公開買付けにおいて買付け等の対象となる株券等はありません。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年1月8日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	—（株）	—（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（韓国預託証券）	—	—
合計	—	—
（潜在株券等の数の合計）	（—）	（—）

(注) 上記は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行った対象者普通株式の数を記載しております。本公開買付けにおいて応募株券等はありませんでしたので、「株式に換算した応募数」及び「株式に換算した買付数」はいずれもありません。なお、日韓公開買付けの結果の概要については、公開買付者らが、2025年1月8日付で公表した「SBI FinTech Solutions株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)	2,819,149
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	2,819,149
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	2,819,149
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)	17,853,131
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	17,853,131
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	17,853,131
対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）(g)	23,041,922
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100) (%)	89.72

(注1) 対象者によると、本書提出日現在、対象者普通株式は当該株式を裏付資産として全て対象者KDRとして発行されていることから、「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、韓国公開買付けにおいて買付け等を行った対象者KDRの数（2,819,149個）に係る議決権の数を記載し、「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)」及び「bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)」についても同様に当該対象者KDRに係る議決権の数を記載しています。なお、韓国公開買付けの結果につきましては、韓国公開買付けにおける決済の開始日である2025年1月15日に、韓国の関連法令に従い、正式な開示を行う予定です。

(注2) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、対象者によると、本書提出日現在、対象者普通株式は当該株式を裏付資産として全て対象者KDRとして発行されていることから、「dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)」は、特別関係者の所有株券等に係る議決権の数に相当する対象者KDRに係る議決権の数と同じ数を記載し、「eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)」についても同様に当該対象者KDRに係る議決権の数を記載しています。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）(g)」は、対象者が2024年11月13日に提出した第14期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。